

第2回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月10日(月) 午後1時30分から午後2時30分
まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員(10人)

会長(議長)	9番	足立恵一
農業委員	1番	河岡誠
	2番	梶谷重幸
	4番	足立晋哉
	5番	佐々木隆
	7番	橋本正之
	8番	足立恵子

最適化推進委員	11番	角興
	12番	築谷敏樹
	13番	永井和人

4. 欠席委員	3番	井次浅美
	6番	阿部和夫
	10番	古徳哲郎

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	武良	収
主幹	西	洋平

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第4号 令和7年年間活動計画(案)について

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議案第6号 非農地証明について

議案第7号 農用地利用集積等促進計画(案)について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

報告第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書取消願について

報告第 7 号 農地法各条の規定による許可申請書取下願について

7. 会議の概要

議 長 ただ今から、令和 7 年第 2 回境港市農業委員会総会を開会いたします。欠席遅刻委員ですが、井次委員、阿部委員、古徳委員の 3 名が欠席です。
議事録署名委員について、議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、5 番佐々木委員、7 番橋本委員にお願いします。
続いて、会務報告を行います。

（会長から次の事項について会務報告）

令和 7 年 1 月 22 日（水） 常設審議委員会（会長）

議 長 それでは、議案審議に入ります。議案第 4 号「令和 7 年年間活動計画（案）について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 4 号「令和 7 年年間活動計画（案）について」を説明させていただきます。議案は 1～2 ページになります。2 ページをご覧ください。農業委員会活動計画（案）といたしまして、主な審議事項としましては、例年通りとなっております。例年と変更する部分は、「地域計画の見直し協議」となっております。こちらは令和 6 年度に行いました地域計画をもとに今後地域計画の見直しの協議をおこなっていく予定となっております。そして、研修旅行の方も予定しています。時期はまだ決まっていますが、決まりましたらご連絡させていただきます。以上です。

議 長 農政専門部会を行いましたので、部会長さん説明をお願いします。

足立晋哉
委員長 先月総会終了後に農政専門部会を行いました。その中で前年は研修旅行を行うことができませんでしたが、１２月までには日帰りの研修会を計画してもらうようお願いしました。

議長 議案の説明が終わりました。ご意見ご質問等はありませんか。

足立晋哉
委員長 研修旅行の件ですが、県内で活発に活動しておられる農業委員会さんに行って交流会をしてもいいのではないのでしょうか。ご検討をお願いします。

議長 他にご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。議案第４号に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員賛成ですので、議案第４号は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第５号「農地法第３条の規定による許可申請について」の説明をお願いします。

事務局 議案第５号に入る前ですが、議案第５号（番号３）、こちらは申請の取下げがありましたので、議案での説明はおこないません。後の報告の方で説明させていただきます。それでは、議案第５号「農地法第３条の規定による許可申請書について」を説明させていただきます。今回２件申請が出てきております。

（番号１）は譲渡人が米子市のＡさん、譲受人が財ノ木町のＢさんです。所在は三軒屋町、畑、３９３㎡です。場所はコンビニエンスストアの南側の道を西に進んでいくと、その先に行くと自衛隊の入り口があります。そちらを北に進んだ角地になります。申請理由としましては、畑を贈与により所有権移転し、ネギを栽培されとのことでした。

続きまして、農地法第３条第２項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。第１号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後は耕作をされるという事で、農地を効率的に利用できると見込まれます。第２号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第３号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第４号の農作業常時従事要件ですが、譲受

人は1年を通して農業に従事されるということで、常時従事は可能と見込まれます。第5号の転貸禁止要件には該当いたしません。第6号の地域調和要件ですが、農地を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。現地調査は、阿部委員、角委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

角 委 員 場所は、自衛隊の東側になりまして、現在もネギを作っておられます。AさんとBさんは親戚だと聞いています。特に問題はないと思います。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号1)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号1)は、原案のとおり承認されました。続きまして、(番号2)の説明をお願いします。

事 務 局 続いて(番号2)の説明を行います。譲渡人が奈良県のCさん、譲受人が三軒屋町のDさんです。所在は三軒屋町、畑、240㎡、212㎡合計2筆で452㎡です。申請理由としましては、露地野菜の栽培ということです。5ページをご覧ください。場所は、小売店の南側の道を西に進んで1本目の道を少し南に入ったところになります。

続きまして、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。

第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後は耕作をされるという事で、農地を効率的に利用できると見込まれます。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要

件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農業に従事されるということで、常時従事は可能と見込まれます。

第5号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第6号の地域調和要件ですが、農地を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。現地調査は、阿部委員、角委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

角 委 員 現地は、神社の西側になりまして、面積が452㎡です。譲渡人のCさんと譲受人のDさんは親戚関係だとおききしています。現在、作付けはされておきませんが、2、3年後に作付けをする予定と聞いております。皆さんのご審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。無いようですので採決をとります。(番号2)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号2)は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第6号「非農地証明について」の説明をお願いします。

事 務 局 続きまして、議案第6号「非農地証明について」説明させていただきます。議案の7ページから8ページになります。申請人は米子市のEさんです。土地の所在は、三軒屋町、621㎡です。申請理由としましては、60年前から竹林となっており、農地としての利用は困難とのことで、非農地証明の申請が出ております。地図は8ページをご覧ください。先ほどの議案第5号(番号1)の南側が一体、竹林となっている状況の一部ということです。現地調査

は、河岡委員、阿部委員、角委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

角 委 員 現地は、昔から竹林になっていて、畑という状態ではありません。特に問題はないと思います。皆さんのご審議をお願いします

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。無いようですので採決をとります。議案第６号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第６号は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第７号「農用地利用集積等促進計画（案）について」の説明をお願いします。
議案内容に関係しますので河岡委員は退席をお願いします。

(河岡委員が退室)

議 長 それでは事務局より説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第７号「農用地利用集積等促進計画（案）について」説明いたします。今回全部で１２筆になります。公社からの新規が７件、更新が１件、新規が４件です。説明は以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。ご意見ご質問等はありませんか。ないようですので、それでは採決いたします。議案第７号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第７号は、原案のとおり承認されました。

(河岡委員が入室)

(事務局から次の事項について報告)

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第6号 農地法第3条の規定による許可申請書取消願について

報告第7号 農地法各条の規定による許可申請書取下願について

(事務局からその他項目について説明)

・今後の予定

○第2回市町村農業委員会会長・事務局長会議及び鳥取県農業委員会
会長協議会研修会(会長・事務局長) 令和7年2月14日(金)

○第3回境港市農業委員会総会(第1会議室)

◆午後1時30分～

令和7年3月10日(月)

・農業委員会情報 市報 2月号「農業者年金に加入しませんか」

市報 3月号「農地の転用について」(予定)

議 長 以上で本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方から
ごさいませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 以上で令和7年第2回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和7年2月10日

境港市農業委員会

議 長

署名委員

署名委員
